



全社協・地域福祉部 News File No.59

令和3年1月25日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- コロナ禍の中で機能した“ゆるやかな”つながり、「ゆるたまネット」の試み（東京都・多摩市社会福祉協議会）
- 未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉部
「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」（締切：令和3年2月1日）
「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」（締切：令和3年2月15日）
「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」（締切：令和3年2月15日）
- 全社協地域福祉推進委員会「第8回企画小委員会」（令和3年1月21日）
- 全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナー」（ライブ配信：令和3年2月25日）
- 全社協出版部「社会福祉学習双書 2021」
- 全社協出版部「地域福祉・ボランティア関連書籍」

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について」（令和3年1月22日）
- 厚生労働省「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室（ほか連名事務連絡）等の令和3年度における取扱いについて」（令和3年1月22日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第26回社会保障審議会福祉部会」（令和3年1月25日）
- 厚生労働省「令和3年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関するパブリックコメント」（締切：令和3年2月17日）

情報提供・ご案内

- 厚生労働省「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 令和2年度 地域共生シンポジウム」（令和3年2月23日）
- 神奈川県社会福祉協議会「特別公開研修会 コロナ禍で、あらためて問われる福祉の心—つながり、包摂しあう地域共生社会の実現に向けて」（令和3年3月12日）

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

コロナ禍の中で機能した“ゆるやかな”つながり、「ゆるたまネット」の試み

(東京都・多摩市社会福祉協議会)

多摩市社会福祉協議会多摩ボランティア・市民活動支援センター(以下、「多摩ボラセン」という。)では、市内の企業や大学などに呼び掛けて、地域活動や社会貢献活動の勉強会を例年開催してきました。そのような中、参加団体同士で連携していくために、負担があまり出ない程度にネットワークを構築できないかなどの意見が上がりました。

そこで多摩ボラセンでは、そうした意見をもとに「ゆるやかにつながり」「無理なく」「できるときに参加・活動する」をキーワードとする「多摩地域企業・大学等連絡会(ゆるたまネット)」を令和2年11月に立ち上げました。

令和2年度当初からスタートする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、直接対面での会議や情報交換会等の開催が難しい状況となったため、まずはメーリングリストを作成し情報共有や情報発信が行えるようにしました。

令和2年5月の緊急事態宣言解除後、「食の支援」のニーズが多摩ボラセンに寄せられたため、このメーリングリストなどを活用し支援協力を呼びかけました。そうしたところ、「ゆるたまネット」の立ち上げ前にも関わらず、フードドライブ(企業が社員に食品寄付を呼びかけ)を実施し多くの食品を集めたり、子ども食堂のお弁当配達を直接手伝うなど、多くの方々に協力いただき、市内の子ども・誰でも食堂やフードバンク団体を応援することができました。

支援を必要とする団体の悩みごとは、「ヒト」「モノ」「カネ」「場所」「コト」に関することがほとんどです。現在でも市内の店舗のフードドライブで集めた食品や見切り品などの寄付や資金の提供(寄付)をいただくなど、支援の「輪(和)」が広がっています。多摩ボラセンでは、今後も「支援が必要な団体」と「支援したい企業や大学など」をつないでいきたいと思えます。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人とが互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、地域福祉活動の再開に向けガイドラインの作成や ICT を活用し、住民へのアプローチを絶やさない工夫をしているところや、助けあいの仕組みについて話し合い、継続して展開している動きもあります。

ついては、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、コロナ禍においてつながりを絶やさないための取り組みを実施する団体から、実践の工夫をうかがい、参加者と意見共有ができるオンラインサロンを開催します。

4 回目となる今回のテーマは「コロナ禍における地域福祉活動再開に向けたチャレンジ」です。ぜひご参加ください。

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

【日 時】 令和 3 年 2 月 22 日（月） 15:00～17:00

【実施方法】 zoom ミーティング

【主な内容】

① 事例報告①「できないことをできることに！地域活動再開にむけての工夫」

宝塚市社会福祉協議会（兵庫県）

※ 地域福祉活動再開に向けたガイドラインの作成、オンラインでの見守り活動交流会等におけるコロナ禍の地域住民へのアプローチ、つながる工夫、効果、苦労したこと等

② 事例報告②「コロナ禍の有償たすけあいシステム「おたがいさま」の展開」

地域つながりセンター（島根県）

※ コロナ禍のたすけあいシステムの展開において、話し合い工夫されたこと（アンケート調査や感染対策等）、実施した効果、課題、苦労したこと等

③ 参加者同士の情報交換

※ ブレイクアウトセッションを活用し、現在の問題意識や取り組み、質問したいことを共有。

④ 全体共有

※ 各グループの事例についての質問をチャットで共有し、事例提供者やコメンテーターからアドバイス。

【対 象】 **社協職員**、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPO など

【定 員】 200 名（先着順）

【参 加 費】 無料

【申込方法】 下記の申込フォームよりお申込みください。

【申込フォーム】 <https://forms.gle/c8KSzird1zz7Syd99>

【申込期限】 令和 3 年 2 月 15 日（月） ※定員になり次第、申込を締め切ります。

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉部

「2019・2020 年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」(締切:令和3年2月1日)

「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」(締切:令和3年2月15日)

「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」(締切:令和3年2月15日)

全社協地域福祉部では、市区町村社協の皆様にご協力いただき、「2019・2020 年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」、「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」、「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」を実施しています。

緊急小口資金等の特例貸付等への対応等、ご多用の中誠に恐縮ですが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(1) 2019・2020 年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査

【趣 旨】

社会福祉協議会の基本情報として毎年把握しており、厚生労働省への情報提供等にも活用している重要なデータとして、全ての市区町村社協よりご回答いただいております。

【締 切】

令和3年2月1日(月)

(2) 令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検

【趣 旨】

不祥事の発生・再発防止の徹底を図るために、平成30年度に「改訂:市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」を用いた「会計業務等における全国一斉点検」の結果等を踏まえ、項目を重点化して全国一斉点検を実施します。

【締 切】

令和3年2月15日(月)

(3) 「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価

【趣 旨】

「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価を通じて、各市区町村社協において、目指す地域の姿や事業・活動の展開、組織・事業基盤の強化の具体的な方策を組織的に協議する一つの契機とするために実施します。

【締 切】

令和3年2月15日(月)

〔調査実施 URL〕 <https://sk-portal.jp/>

※ ユーザ ID とパスワードが不明な場合は、z-chiiki@shakyo.or.jp までお問い合わせください。

全社協地域福祉推進委員会「第8回企画小委員会」(令和3年1月21日)

令和3年1月21日、全社協・地域福祉推進委員会「第8回企画小委員会」(WEB会議)が開催され、①コロナ禍での各社協における対応状況と令和3年度地域福祉推進委員会の重点事業、②市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定、③「社協発展・強化計画」(中期経営計画)策定の手引きの改定について検討が行われました。

コロナ禍での各社協における対応状況については、年末年始以降の対応状況と今後想定される課題等について各委員で意見交換を行いました。委員からは、「緊急事態宣言を受けて、生活支援コーディネーターが地域で集まるときの留意点を整理し、地域に配布した」、「徐々に地域福祉活動が再開しつつあったが、第三波によって活動が自粛傾向にある」、「コロナによって、地域の中で新たな偏見や差別が生まれかねず、今こそ福祉教育の取組が必要なのではないか」、「年明けから生活困窮に関する相談が増加傾向にあり、特例貸付の件数も増えてきている」等の意見が出されました。

その上で、令和3年度の地域福祉推進委員会の重点事業として、「特例貸付への対応に関する情報交換の場の設けること」、「ICTを活用した生産性の向上への対応」、「コロナ禍における福祉教育の展開」、「重層的支援体制整備事業の全国的な推進」等が意見として出されました。

また、市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定及び「社協発展・強化計画」(中期経営計画)策定の手引きの改定について検討を行い、地域づくりを担うソーシャルワーカーの育成の視点や財源確保の視点等を盛り込むこととしました。



次回、第9回企画小委員会は、2月26日に開催され、引き続き、市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定及び「社協発展・強化計画」(中期経営計画)策定の手引きの改定について検討を行う予定です。

全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナー」(ライブ配信:令和3年2月25日)

コロナ禍においても、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会に参加し、自立的な暮らしを最期まで続けることのできる「地域共生社会」を実現するためには、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。

一方で、介護・障害サービス事業を含め、社協事業全体の財務状況は年々厳しさを増しており、各社協が財務状況や各事業・活動の意義、効果を改めて確認・分析し、今後めざす姿に向けて計画的に経営基盤の強化に取り組むことが求められています。

また、令和3年度介護報酬改定にあたって、報酬改定の具体的な内容等を理解するとともに、各社協における事業経営への影響を分析し、今後の戦略的な事業経営を展望することも不可欠となります。

さらに、コロナ禍においても、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制を整えるためには、今回の報酬改定ですべての介護サービス事業所に策定が義務付けられた「業務継続計画」(BCP)が重要となります。

そこで、本セミナーは、令和3年度介護報酬改定の具体的な内容等を踏まえ、今後の戦略的な事業経営の考え方と実践について研究協議することを目的に開催します。

※ 本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインにより実施します。

全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナー」

(1) オンデマンド動画配信(録画配信)

【参加対象】 市区町村社協、都道府県・指定都市社協

※ 「(2) ライブ配信(zoomミーティング)」への参加の有無にかかわらず、都道府県・指定都市社協、市区町村社協に動画視聴のためのIDとパスワードを『全社協 地域福祉部 NewsFile』の配信先メールアドレスにお送りします(令和3年2月中下旬予定)。

【参加費】 無料 ※ 資料はデータでの提供で、印刷物での資料送付はありません。

【主な内容】

① 挨拶「市区町村社協介護サービス経営研究会の取組状況」(15分)

鹿児島県社協事務局長 福田 正道 氏

(全社協地域福祉推進委員会市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会委員長)

② 行政説明「令和3年度介護報酬改定のポイント」(45分)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課(調整中)

③ 説明①「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の戦略的な展開」(30分)

全社協地域福祉部長 高橋 良太

④ 説明②「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の経営分析の視点」(30分)

長野県・富士見町社会福祉協議会事務局次長 小林 功 氏

(全社協地域福祉推進委員会市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会委員)

⑤ 説明③「福島県社協における市区町村社協介護サービス経営支援」(30分)

福島県社協事務局次長兼地域福祉課長 関 靖男 氏

(2) ライブ配信(zoomミーティング)

【日 時】 令和3年2月25日(木) 13時30分~15時30分(120分)

【参加対象】 市区町村社協、都道府県・指定都市社協の役職員

【定 員】 200名

【参加費】 無料 ※ 資料はデータでの提供で、印刷物での資料送付はありません。

【申込方法】 下記申込フォームからお申込みください。

〔申込フォーム〕 <https://forms.gle/5pa3cSFCL4Nh5cp48>

【申込締切】 令和3年2月17日(水) 17時(ただし、定員になり次第、締め切ります)

【主な内容】

① 説明「介護サービス事業経営における感染症発生時のBCPの策定に向けて」

社会福祉法人若竹会常務理事 菊池 俊則 氏

(厚生労働省「介護サービス類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援業務一式」検討会委員)

② 課題共有・情報交換

「①各社協における感染症発生時のBCPの策定に向けて」

「②令和3年度介護報酬改定を踏まえた今後の対応」

全社協出版部「社会福祉学習双書 2021」（令和2年12月18日から順次刊行）

平成29（2017）年の社会福祉法改正で「地域共生社会」の実現を現実的な施策として展開するシステムの礎を構築することになりました。社会福祉に携わる者は「他人事」にせず、また「分野ごと」にせず、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」の課題として把握し、解決していくことが求められています。

社会福祉学習双書（全15巻）は、社会福祉士養成課程カリキュラムに完全対応したテキストとして全国各地の社会福祉士養成校で採用されていると同時に、全社協中央福祉学院が実施する社会福祉主事資格認定通信課程のテキストとしても活用されています。

冒頭の法改正を受け、社会福祉士養成課程のカリキュラムが令和元年度に改正されたことから、このほど全面改訂を行いました。

最新の情報と社会福祉のすべての課題に的確に応えるシリーズです。

【体裁】 B5判/2色/全15巻

【定価】 2,200～2,900円（税別）

【刊行】 令和2年12月18日から順次刊行

【タイトル】 ①社会福祉の原理と政策、②福祉サービスの組織と経営、③高齢者福祉、④障害者福祉、⑤児童・家庭福祉、⑥社会保障、⑦貧困に対する支援、⑧地域福祉と包括的支援体制、⑨ソーシャルワークの基盤と専門職、⑩ソーシャルワークの理論と方法、⑪心理学と心理的支援、⑫社会学と社会システム/社会福祉調査の基礎、⑬権利擁護を支える法制度/刑事司法と福祉、⑭医学概論/保健医療と福祉、⑮介護概論

【問合せ先】 全社協出版部 受注センター

TEL 049-257-1080 FAX 049-257-3111 E-mail zenshakyo-s@shakyo.or.jp

福祉の本出版目録 社会福祉学習双書 2021

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/3

全社協出版部「地域福祉・ボランティア関連書籍」

「被災地につなげる災害ボランティア活動ガイドブック」

合田 茂広 著 上島 安裕 著 災害ボランティア活動ブックレット編集委員会 編

- 被災地の復興等に欠かせない存在となっている災害ボランティア。初めて活動に参加する方に必要な情報をまとめた、災害ボランティア活動の入門書。

【体裁】 A5判 120頁

【定価】 900円（税別）

【刊行】 令和元年7月



「地域福祉ガバナンスをつくる」

原田 正樹 編 藤井 博志 編 渋谷 篤男 編

- 多様化・複雑化・深刻化する地域の福祉課題・生活課題への対応に求められる「地域福祉ガバナンス」の考え方や具体的な展開過程をまとめた地域福祉関係者必読の一冊。

【体裁】 B5判 197頁

【定価】 1,400円（税別）

【刊行】 令和2年7月



【問合せ先】 全社協出版部 受注センター

TEL 049-257-1080 FAX 049-257-3111 E-mail zenshakyo-s@shakyo.or.jp

福祉の本出版目録

<https://www.fukushinohon.gr.jp/>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について」（令和3年1月22日）

令和3年1月22日、厚生労働省は、事務連絡「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について」を発出しました。

この事務連絡は、1月22日に開催された「第53回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態宣言を踏まえた経済支援策が公表され、令和3年3月31日までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、申請により、3か月間に限り再支給を可能とする予定であることの周知を図るものです。なお、対象地域は全国とし、申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（2月上旬）を予定しています。

第53回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年1月22日） 資料3「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」より一部抜粋

1. 厳しい影響を受ける方々への支援策

(1) 今般の緊急事態宣言を踏まえ、以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

③ 雇用の維持

- 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等【3次補正で拡充】
 - 現行措置（～2月末）を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長【1月22日公表】
 - 緊急事態措置を実施すべき地域の時短営業等要請に協力した飲食店等に加え、業況の厳しい大企業の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の助成率の引上げ（最大10/10）【1月22日公表】
 - 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する助成金の新設、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援【3次補正で拡充】
- 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する助成金の新設、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援【3次補正で拡充】

④ 生活困窮者等への支援

- 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等（再掲）
- 緊急小口資金・総合支援資金の返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
- **住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給【2月から】**
- 自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化【3次補正で拡充】
- 生活保護の弾力的な運用の周知・徹底【1月中旬に周知】
- 都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化【3次補正で拡充】
- 地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月中旬に取組例の通知発出】
- 公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中旬に通知発出等】
- 大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金等の各種支援策の周知・徹底【1月中旬に通知発出】
- 生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化【1月中旬に公表】

(2) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額3.8兆円）により機動的に対応。

厚生労働省 緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000725923.pdf>

首相官邸 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/sidai_r030122.pdf

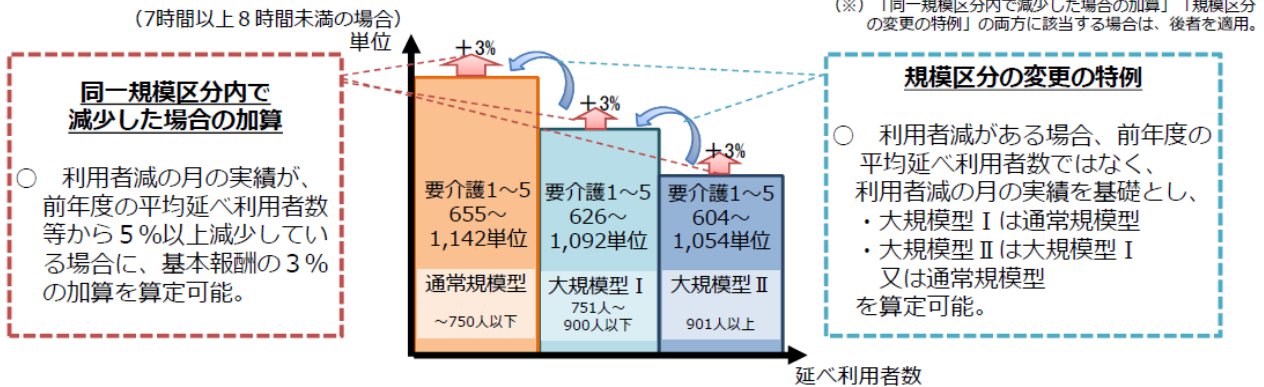
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和 3 年度における取扱いについて」（令和 3 年 1 月 22 日）

令和 3 年 1 月 22 日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和 3 年度における取扱いについて」を发出了しました。

この事務連絡では、令和 3 年度介護報酬改定により、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点からの特例措置を導入するなど、感染症・災害への対応力強化を図ることとし、「通所系サービスの二区分上位の特例」等については、令和 3 年 3 月サービス提供分をもって廃止することの周知を図っています。

通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応（令和 3 年度介護報酬改定）

【通所介護の場合】



※「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の請求単位数の特例及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 13 報）」（令和 2 年 6 月 15 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の問 1～3 は、令和 3 年 3 月サービス提供分をもって廃止。

【参考】令和 3 年 3 月末をもって廃止される「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」の取扱い

- 通所系サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。）が提供するサービスのうち、一定のルールに基づき算出された回数について、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の 2 区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。

厚生労働省 [新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）](https://www.mhlw.go.jp/content/000635979.pdf)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635979.pdf>

厚生労働省 [新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 13 報）](https://www.mhlw.go.jp/content/000640551.pdf)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640551.pdf>

厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和 3 年度における取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/000726201.pdf>

制度・施策等の動向

厚生労働省「第26回社会保障審議会福祉部会」（令和3年1月25日）

令和3年1月25日、「第26回社会保障審議会福祉部会」が開催され、平成28年改正社会福祉法附則に基づく5年後見直し等への対応について検討が行われました。

社会福祉法人制度改革の進捗状況が報告され、平成31年4月1日時点における「地域における公益的な取組」の実施に関する現況報告書への記載割合は53.8%でした。

また、令和元年12月時点における社会福祉充実財産総額は4,546億円で、社会福祉充実財産発生法人は全体の9.8%（2,045法人）でした。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

※ 全社協地域福祉部整理

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
① 経営組織のガバナンスの強化	○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注) 小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ（令和元年12月1日時点） ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	-（把握している罰則適用事例はない）
	○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	-
	○ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人全てに設置 ※387法人（令和元年12月1日時点福祉基盤課調べ）
② 事業運営の透明性の向上	○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	平成29年より財務諸表等電子開示システムを運用
	○ 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.0% ※20,713法人/20,912法人 ※平成31年4月1日時点
③ 財務規律の強化	○ 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等	-（把握している罰則適用事例はない）
	○ 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化	社会福祉充実財産総額 4,546億円（前年差 393億円減） ※福祉基盤課調べ（令和元年12月時点速報値）
	○ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.8% ※2,045法人（令和元年12月時点速報値福祉基盤課調べ）
④ 地域における公益的な取組を実施する責務	○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 53.8% ※出典：財務諸表等電子開示システム（平成31年4月1日時点）
⑤ 行政の関与の在り方	○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	平成29年に指導監督ガイドラインを策定・公表
	○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備	勧告件数 29件 公表件数 1件 ※出典：福祉行政報告例（平成30年度実績）
	○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	平成29年より財務諸表等電子開示システムを運用 平成29年より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

厚生労働省 第26回社会保障審議会福祉部会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16178.html

厚生労働省「令和3年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関するパブリックコメント」(締切：令和3年2月17日)

令和3年1月19日、厚生労働省は、社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、令和3年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関するパブリックコメントを開始しました(締切：令和3年2月17日)。

令和3年度介護報酬改定における改定事項(社協が実施する主な介護サービス)

※ 全社協地域福祉部整理

番号	告示事項を含む項目	該当サービス
1. ④	通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★
2. (1) ①	認知症専門ケア加算等の見直し ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。 イ 認知症専門ケア加算(通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護においては認知症加算)の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、加算の配置要件の対象に加える。	ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★ イ：ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
2. (4) ②	訪問入浴介護の報酬の見直し	訪問入浴介護★
2. (6) ①	質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-1	居宅介護支援
2. (6) ②	逡減制の見直し	居宅介護支援
2. (6) ③	医療機関との情報連携の強化	居宅介護支援
2. (6) ⑤	介護予防支援の充実	介護予防支援☆
2. (7) ①	離島や中山間地域等におけるサービスの充実	夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護
2. (7) ⑤	特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援
3. (1) ⑧	生活機能向上連携加算の見直し① ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。 イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算(Ⅱ)について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。	ア：通所介護☆、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★
3. (1) ⑨	通所介護における個別機能訓練加算の見直し	通所介護、地域密着型通所介護
3. (1) ⑩	通所介護等の入浴加算の見直し	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★
3. (2) ①	CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進①	全サービス★☆

番号	告示事項を含む項目	該当サービス
3.(2)④	ADL維持等加算の見直し①	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
4.(1)①	処遇改善加算の職場環境等要件の見直し	訪問介護☆、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護☆、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
4.(1)②	介護職員等特定処遇改善加算の見直し	訪問介護☆、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護☆、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
4.(1)③	サービス提供体制強化加算の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護☆、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
4.(1)④	特定事業所加算の見直し①	訪問介護
4.(2)④	会議や多職種連携におけるICTの活用	全サービス★☆
5.(1)⑩	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止	訪問介護☆、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護☆、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

※ 介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業(旧介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援に相当するものに限る。)についても、同様の措置を講ずる(告示改正を行う)場合には☆を付記

e-GOV 令和3年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200388&Mode=0>

情報提供・ご案内

厚生労働省「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 令和2年度 地域共生シンポジウム」(令和3年2月23日)

厚生労働省では、幅広い方々に対して、地域福祉の推進による地域共生社会の実現に向けた機運醸成を図ることを目的にシンポジウムを開催します。

厚生労働省「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 令和2年度地域共生シンポジウム」

【開催日時】 令和3年2月23日(火・祝) 13:00~16:30

【開催方法】 オンライン開催 (YouTube Live 限定公開にて配信予定)

【対象者】 どなたでもご参加いただけます

【参加費】 無料

【申込期限】 令和3年2月17日(水)まで

【主な内容】

- ① 特別講演「地域共生社会を推進する背景と課題(仮題)」
中央大学 法学部 教授 宮本 太郎 氏
- ② 実践報告「みんなで作るバリアフリーマップ(仮)」
一般社団法人 WheelLog! 代表理事 織田 友理子 氏
- ③ 実践報告「外国人の生活支援の取組(仮)」
公益社団法人 トレーディングケア 代表理事 新美 純子 氏
- ④ 実践報告「愛南町における地域づくり(仮)」
公益財団法人 正光会 御荘診療所 所長 長野 敏宏 氏
- ⑤ 実践報告の発表者、コメンテーターとのディスカッション
コーディネーター：宮本 太郎 氏 (中央大学 法学部 教授)
コメンテーター：室田 信一 氏 (東京都立大学人文社会学部 准教授)
唐木 啓介 (厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室/
地域共生社会推進室 室長)

【申込方法】 申込専用サイトよりお申込みください。

〔申込専用サイト〕 <https://www.jmar-form.jp/entry/cominvolv.php>

※ 申込が出来ない方は事務局までご連絡ください。

【その他】 申込者には、2月19日頃に、資料及び視聴 URL をご連絡します

【問合せ先】 株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部

担当 河野(カワノ)・中村・玉木・小又

TEL: 0120-553-447 (平日 10:00~17:00)

E-mail: shien_1@jmar.co.jp

日本能率協会総合研究所 令和2年度 地域共生シンポジウム

<https://jmar-form.jp/cominvolv.html>

※ 「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」は、厚生労働省が株式会社日本能率協会総合研究所に委託をして実施。

神奈川県社会福祉協議会「特別公開研修会 コロナ禍で、あらためて問われる福祉の心—つながり、包摂しあう地域共生社会の実現に向けて」(令和3年3月12日)

8050 問題、中高年ひきこもり、子どもの貧困等に象徴される生活課題の多様化・複雑化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という枠を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで地域社会を創る「地域共生社会」の理念が掲げられ、これから、各市町村における包括的支援体制の構築が進められていきます。

一方、コロナ禍で、あらためて、差別や偏見、経済的困窮及び社会的孤立といった問題の顕在化が懸念されています。新たな生活様式の必要性が言われる中、私たち一人ひとりが、真に「つながり、包摂しあう地域共生社会」の実現に向けて、今、何を大切に考え、どう行動していくべきなのでしょう。

コロナ禍においても、真につながる地域共生社会のために「忘れてはならない福祉の心」について、講師の長年の実践経験をもとに「いま何を大切にし、何をすべきか」お話をいただきます。

神奈川県社会福祉協議会 特別公開研修会

「コロナ禍で、あらためて問われる福祉の心—つながり、包摂しあう地域共生社会の実現に向けて」

【主な内容】 オンライン講演会「コロナ禍で、あらためて問われる福祉の心—つながり、包摂しあう地域共生社会の実現に向けて」

神奈川県立保健福祉大学名誉学長 横須賀基督教社会館会長
阿部 志郎 氏

【実施方法】 zoom によるオンラインのライブ配信

【配信日時】 令和3年3月12日(金) 14:30~15:40

【参加費】 無料

【申込方法】 下記 URL よりお申込みください。

<https://qr.paps.jp/LN59V>

【申込期限】 令和3年3月5日(金) まで

※ **定員を超える申し込みがある場合、神奈川県内の福祉・保健・医療関係機関・団体の役員等を優先的に受け付ける場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

※ 参加用 URL は、3月8日以降に申込時のメールアドレスに送信します。

※ ホームページからのお申込みが難しい方、zoom による視聴が難しい方は事前にご相談ください。

【問合せ先】 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

地域福祉推進部 地域福祉推進担当

TEL:045-312-4815 FAX:045-312-6307

E-mail: tiiki@knsyk.jp

神奈川県社会福祉協議会 令和2年度特別公開研修会

http://www.knsyk.jp/s/shiru/2_3syurenrakukai.html#a05